

第 2 2 回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成17年8月26日（金） 午後1時30分

場所 田沢湖町総合開発センター 大集会室

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長あいさつ

3 . 会議録署名委員の指名について

4 . 議 題

（ 報 告 ）

報告第 3 8 号 合併協定に基づく各種事務事業等の調整結果について

報告第 3 9 号 特別職の職員の身分の取扱いについての調整結果について

報告第 4 0 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての調整結果について

報告第 4 1 号 消防団の組織編成等の調整結果について

報告第 4 2 号 田沢湖・角館・西木合併協議会の廃止について

（ 協 議 ）

協議案第 6 6 号 地域審議会の取扱いについて

その他

5 . 閉 会

合併協定に基づく各種事務事業等の調整結果について

合併協定に基づく各種事務事業等の調整結果について、次のとおり報告する。

【合併協定に基づく各種事務事業の調整結果について】

合併協定に基づく各種事務事業等の調整を行なったので、別紙のとおり報告する。

合併協定内容(合併時まで調整することとした事務事業)の調整結果

番 号	合 併 協 定 項 目	具 体 的 事 業 名	調 整 内 容
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	・選挙区ごとの委員の定数	別掲
9	特別職の職員の身分の取扱い	・特別職の職員の報酬	別掲
10	一般職員の身分の取扱い	・職員の職名及び任用要件	係長級以下の職名について調整中。
16	行政区の取扱い	・行政連絡員の行う業務	市民との行政事務連絡業務、地域の声を行政に伝える業務、災害危険箇所報告業務などを業務とし、平成18年度から統一する。
19	一部事務組合等の取扱い	・一部事務組合 秋田県市町村総合事務組合 秋田県市町村会館管理組合 大曲仙北市町村圏組合 角館町外二か町村公衆衛生施設組合 ・事務の委託、土地開発公社	・公衆衛生施設組合の解散については、3町村6月定例議会で議決。 ・土地開発公社の設立団体からの脱退については、3町村6月定例会で議決。 ・公平委員会の事務の委託については、県に事務を委託する(協議中)。
20	公共的団体等の取扱い		商工会は合併済み(田沢湖角館西木商工会)、社会福祉協議会は9月20日に合併。
21	社会福祉協議会の取扱い	・社会福祉協議会への委託事業	平成17年度の各町村からの委託事業については、現行のまま継続して行う。平成18年度からの委託事業については、国、県の補助事業基準等を考慮して、社協との協議を行う。
23	使用料、手数料等の取扱い	・使用料、手数料	(調整を要した手数料) ・地籍調査土地情報システム地図交付手数料 A4、A3判1枚につき200円、A2、A1、A0判1枚につき2,000円 ・地籍調査筆界点座標値閲覧手数料:1件につき200円 その
25	国民健康保険事業の取扱い	・各保健事業の調整	短期人間ドックは、21,000円を限度に助成する。
27-3	広報広聴関係事業の取扱い	・広報誌の発行	月1回発行(発行日毎月1日)A4版、20頁前後とする。広報名「広報せんぼく」。
27-5	電算システム事業の取扱い	・住民記録関連電算機器及びシステム	電算統合事業については、基幹系(住民基本台帳に基づくデータを利用する全てのシステム)、内部情報系(住民基本台帳に基づくデータを利用しないシステム)、その他系は構築作業を平成17年9月19日に終了。
		・ネットワークシステム	ネットワークについては、各庁舎及び中町庁舎、角館町総合情報センターを10Gの光ファイバーで結び、61カ所の出先機関をADSL回線で接続しており、構築作業を平成17年9月9日に終了。

番 号	合 併 協 定 項 目	具 体 的 事 業 名	調 整 内 容
27 - 5	電算システム事業の取扱	・単独処理業務システム	コクホラインシステム、ウィッシュ(児童手当システム)、健康診断システムについては、本課所在庁舎に設置(一部地域センターへの設置)する。統合作業と併せた構築作業平成17年9月19日に終了。
27 - 6	消防防災関係事業の取扱い	・消防団について	別掲
27 - 9	保健衛生事業の取扱い	・母子保健事業	・妊婦相談、母子手帳交付 月4回実施する。 田沢湖健康増進センター1回、角館健康管理センター2回、西木保健センター1回 母子手帳は新市で統一したものを購入する。 ・乳幼児相談は月1回、集団及び個別相談に再編する。
		・老人保健事業	・独自事業で相違点のあるもの 検診内容や自己負担金については、平成17年度から統一した内容で事業団へ委託している。
		・予防接種事業	・独自事業で相違点のあるもの 結核検診 - 8月～9月に集団検診として実施する。 BCG、ポリオ - 集団接種で実施する。 ・三種混合の実施方法 個別接種とする。 ・風疹の実施方法 個別接種とする。 ・インフルエンザの自己負担 個
		・健康づくり推進協議会	・広報等で公募又は各種団体代表等に委嘱する。 ・委嘱委員は、3地区合計20人、任期は2年とする。
27 - 10	病院及び診療所の取扱い	・病院事務の体制等について	・市立田沢湖病院の事務局に総務管理課を設置し、総務、医事、会計業務を行う。 ・相違している手数料等については、合併後3年を目処に統一する。
		・診療所の体制や運営等について	・事務組織は、合併後も現状のとおりとする。 ・診療所、歯科診療所は保健課、国保診療所は市民課の所管とする。
27 - 11	障害者福祉事業の取扱い	・障害者福祉事業について	・国、県の定める制度で町村が充実を図っているもの 知的障害者のグループホーム等の利用について居宅支援として支援費を支給する。 ・町村が独自に実施 身体障害者住宅整備資金貸付については、貸付額の上限を1,500千円として実施する。 住宅のバリアフリー化を望む身体障害者に対し、上限を500千円として支援を行う。
27 - 12	高齢者福祉事業の取扱い	・生きがい活動支援通所事業	・介護予防・生活支援事業実施要綱に伴う事業該当者は利用負担10%とする。 ・西木の山鳩館利用者と、介護非該当者については、単独事業として実施する。
		・緊急通報体制等整備事業	・秋田県社会福祉協議会へ通報用端末を設置する。 ・利用料金は月額600円とする。

番 号	合 併 協 定 項 目	具 体 的 事 業 名	調 整 内 容
27-12	高齢者福祉事業の取扱い	・介護予防事業(転倒骨折予防)	・国・県の介護予防地域支え合い事業補助要綱に該当する事業を実施する。 ・平成17年度は現状の制度を移行、平成18年度の計画は、5月から月1回の実施を計画する。
		・介護用品の支給事業	平成18年度から田沢湖町の例により、在宅で介護度4・5の方を介護している家族を対象に世帯の課税状況に応じ、介護用品券を支給する。
		・生活管理指導事業(短期宿泊)	介護保険法のサービスを受けることができない者の中で、介護を要する介護者の施設における短期の宿泊を実施する。
		・家族介護教室	平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から統一する。
		・家族介護者交流事業	参加対象者は寝たきり高齢者の看護者に限定し、年間1～2回の開催とする。
		・食の自立支援事業	平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から統一する。
		・敬老式	17年度から3町村とも式典を廃止した。
		・地域ケア会議	仙北市として1か所で開催する。
		・在宅老人等在宅介護手当支給事業	平成18年度に廃止する。
		・老人健康増進事業(温泉入浴券)	・17年度は経過措置として、西木村のみ実施する。 ・平成18年度の事業については、予算編成時に協議する。
27-16	その他の福祉事業	・行旅人関係	旅費500円を支給する。
27-17	環境衛生事業の取扱い	・斎場、火葬場	市民については使用料を無料とする。
		・墓地工作物の届出・許可	・埋葬場所の工作施設の基準は、田沢湖町の例による。 高さは、地面から3メートル以内 盛土設備の高さは、地面から0.6メートル以内 柵類の高さは、地面から1メートル以内 植栽する樹木は主として、かん木性樹木とし高さ2メートル以内に整形できる樹種
27-19	ごみ収集運搬業務事業の取扱い	・ごみ処理に関する諸制度について	・生ごみ処理容器購入費補助 コンポスト及び電動式生ゴミ処理機購入にかかった経費を補助する。補助金は購入額の1/2とし、2万円を上限とする。 ・ごみ減量等推進審議会等 仙北市廃棄物減量等推進審議会委員10名以内で組織する。任期は2年。

番 号	合 併 協 定 項 目		具 体 的 事 業 名	調 整 内 容
27 - 20	農林水産関係事業の取扱い			
27 - 20	農政関係		・農林経営基盤強化資金利子補給事業	県の単独上乗せ利子助成事業後の実行金利に対して、仙北市単独上乗せ利子助成事業(仮称)仙北市認定農業者ジャンプ資金)として実行金利の1/2を5年間助成する。 合併前の資金は、債務負担行為に基づいて現行どおり新市に引き継ぐ。
			・新たな米政策に関連する事業	今年度の転作関連事業は、農家の取り組みも実施されており、現行制度で実施するものとする。来年度の取り組みは、仙北市地域水田農業推進協議会の設立、仙北市地域水田農業ビジョンを策定し、これに基づいて事業を実施するものとする。 参考 平成17年度転作目標面積配分率 田沢湖町29.571% 角館町29.7% 西木村29.6%
	畜産関係		・畜産まつり・畜産共進会	平成17年度は、3町村共催で7月上旬に開催している。合併後は、仙北市事業として開催する。
			・家畜防疫対策事業・家畜導入補助事業	・家畜防疫事業は、家畜伝染病予防事業費補助金(アカバネ病予防注射、五種混合予防注射、ヘモフィルス予防注射、脳炎パルボ予防注射、TGE予防注射)、和牛健康検査事業費補助金、遺伝病検査費補助金を対象事業とする。 ・家畜導入補助事業は、優良素牛等導入事業、肉用牛特別導入事業、乳用牛導入事業、受精卵移植推進事業、優良種豚導入事業を対象事業とする。
			・肉用牛特別導入事業基金	統合して仙北市に引継ぐものとする。なお、国県補助事業として積増を行うこととする。
	土地改良関係事業		・受益者負担	市営土地改良事業の国県補助事業のうち農業用排水施設、農業集落排水施設及び暗渠排水施設については、受益者負担金を賦課する。
			・町村単独土地改良事業及び小土地改良事業費補助金	市単独の市営土地改良事業は施行しないこととし、小規模土地改良事業費補助事業として実施する。補助金交付基準は、水利組合等の団体が施行するもので事業費500万円を上限に事業費の30%を補助するものとする。
	農地・農業用施設災害復旧事業(国庫補助事業)		・受益者負担	農地・農業用施設災害復旧事業の国庫補助事業については、測量試験に要する費用を受益者負担金として賦課するものとする。
	農地・農業用施設災害復旧事業(小規模災害復旧事業)		・補助金交付基準	小規模な災害復旧事業(国庫補助事業の基準に満たないもの)は、小規模農地・農業用施設災害復旧事業費補助事業として実施する。補助金交付基準は、個人又は水利組合等の団体が施行するものに対し事業費65%を補助するものとする。
	林業関係事業		・緑化推進事業(緑の羽根募金)	合併後、仙北市緑化推進協議会を設置し、緑化推進事業に取り組むものとする。なお、合併時には平成17年度事業は終了しているため、平成18年度事業に向けた取り組みを行うこととする。
			・作業道開設事業費補助・間伐事業等補助	・作業道開設事業費補助金交付基準は、1路線当たり500万円を上限に路線延長1メートル当たり1,000円とする。 ・間伐事業費等補助金交付基準は、国県補助事業の補助対象要件に基づき事業を実施し、市単独嵩上げ補助は実施しないものとする。
			・有害鳥獣駆除事業	事業費補助を取りやめ、年間分の事業委託契約とする。

番 号	合 併 協 定 項 目	具 体 的 事 業 名	調 整 内 容
27 - 21	商工・観光事業の取扱い	・中小企業等振興対策事業	中小企業振興対策事業は、対象業種を製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、宿泊業、サービス業(風俗業を除く。)とし、新設、増設、移転を対象とする(投下固定資産、雇用者数の要件あり)。奨励措置は、固定資産税の減免、用地取得助成、常時雇用奨励とする。
27 - 21	商工・観光事業の取扱い	・中小企業資金融資制度	・中小企業事業資金融資制度は、仙北市中小企業振興資金制度として1企業あたりの融資限度額1,500万円、融資期間7年以内、利子補給率1.30%とする。 なお、今年度は経過措置として現行制度を適用させるものとする。
27 - 22	勤労者・消費者関連事業の取扱い	・勤労者対策事業補助金	・勤労者対策事業費補助金交付基準は、従業員資格取得及び技術習得研修事業については、補助率を対象事業費の1/3とし、限度額を1企業当たり30万円とする。勤労者福利厚生施設整備事業については、補助率を対象事業費の1/3とし、限度額を1企業当たり200万円とする。 ・雇用対策事業費補助金交付基準は、対象事業を国の助成制度基準に満たない就労のための技術取得及び資格取得研修とし、補助率を対象事業費の1/2とし、限度額を1件当たり3万円とする。
27 - 24	上・下水道事業の取扱い	・冬期間の検針	12～4月の検針業務については、積雪のために検針が困難な場合は、5月～11月の平均使用水量等を勘案のうえ、認定使用水量とする。
27 - 25	学校教育事業	・遠距離通学補助事業	基本的に通学距離の片道が、小学校4キロメートル、中学校6キロメートルとし、既存制度で対象としていた地区についても引き続き対象とする。
		・通学自転車購入事業	平成17年度に廃止。
		・放課後児童対策事業	田沢湖、角館地域については、事業を継続する。西木地域については、合併後にアンケート調査を行い、その結果に基づき検討することとする。
27 - 26	社会教育事業	・広報誌発行業務	月1回発行する。
		・スポーツ少年団補助関係	角館町の補助要綱を基本とする。
27 - 27	文化振興事業の取扱い	・文化財保護審議会	委員は15人以内とする。
27 - 28	その他の事業の取扱い	・入札及び入札の公表	入札結果については、130万円以上の工事入札の結果を1年間公表する。
		・情報公開制度	3町村の現行条例をもとに新条例を制定し、合併の日施行する。

特別職の職員の身分の取扱いについての調整結果について

特別職の職員の身分の取扱いについての調整結果について、次のとおり報告する。

【合併協定項目の確認内容】(抜粋)

(2)特別職の職員の報酬については、現行報酬額及び類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整する。

【合併協定項目の調整結果】

主な特別職の職員の報酬については、別紙のとおりとする。

在任特例期間中（平成17年9月20日から平成18年4月30日まで）の議会議員の報酬は、合併前の条例により、それぞれの町村の議会議員に適用していた報酬の額とする。ただし、議長及び副議長についた議員については、それぞれの町村の議長及び副議長に適用していた報酬の額の最高額とする。

市長職務執行者の給与は、合併前の条例により、それぞれの町村長に適用していた給与の額の最高額とする。

新市長の新給与が定まるまでの暫定給与は、市長職務執行者の給与の額と同額とする。

合併に伴い臨時に選任された教育委員会委員である者のうちから任命された教育長の給与は、合併前の条例によりそれぞれの教育長に適用していた給与の額の最高額とする。

その他特別職の報酬は、別紙のとおりとする。

職 名	報 酬 額		備 考
市 長	月額	7 1 9 , 0 0 0 円	市長職務執行者も同額
教育長	月額	4 9 8 , 0 0 0 円	
議 長	月額	3 1 3 , 0 0 0 円	
副議長	月額	2 7 6 , 0 0 0 円	
議 員（旧田沢湖町）	月額	2 6 1 , 0 0 0 円	旧町村それぞれの報酬額
“ （旧角館町）	月額	1 7 3 , 0 0 0 円	“
“ （旧西木村）	月額	2 3 9 , 0 0 0 円	“

非常勤特別職報酬等

職名		田沢湖町	角館町	西木村	仙北市
監査委員	知識経験者として選任された者	40,000円/月	38,700円/月	38,400円/月	50,000円/月
	議会議員から選任された者	24,000円/月	22,600円/月	24,000円/月	30,000円/月
	会議の場合			2,200円/1回	
教育委員会の委員	委員長	40,000円/月	38,700円/月	40,000円/月	50,000円/月
	委員	33,000円/月	30,600円/月	33,000円/月	40,000円/月
	会議の場合			2,200円/1回	
選挙管理委員	委員長	6,900円/日	6,600円/日	6,400円/日	8,000円/日
	委員	6,400円/日	5,700円/日	5,600円/日	7,000円/日
選挙長		10,700円/日	8,600円/日	10,700円/日	10,700円/日
投票所の投票管理者		12,700円/日	10,200円/日	12,700円/日	12,700円/日
期日前投票所の投票管理者			8,900円/日		11,200円/日
開票管理者		10,700円/日	8,600円/日	10,700円/日	10,700円/日
投票所の投票立会人		10,800円/日	8,700円/日	10,800円/日	10,800円/日
期日前投票所の投票立会人			7,700円/日		9,600円/日
開票(選挙)立会人		8,900円/日	8,400円/日	8,900円/日	8,900円/日
農業委員会の委員	会長	45,000円/月	38,700円/月	45,000円/月	50,000円/月
	会長の職務を代理する委員	37,000円/月	32,300円/月		40,000円/月
	委員	35,000円/月	30,600円/月	35,000円/月	37,000円/月
	会議の場合			2,200円/1回	2,200円/1回
固定資産評価審査委員会の委員		6,400円/日	4,200円/日	4,800円/日	6,400円/日
生保内財産区管理委員	会長	47,000円/月			47,000円/月
	委員	38,000円/月			38,000円/月
田沢財産区管理委員	会長	15,000円/月			15,000円/月
	委員	13,000円/月			13,000円/月
雲沢財産区管理会の委員			5,000円/日		5,000円/日
消防団	団長	68,000円/年	66,600円/年	75,000円/年	75,000円/年
	副団長	48,000円/年	49,900円/年	57,000円/年	57,000円/年
	分団長	35,500円/年	35,700円/年	43,000円/年	43,000円/年
	副分団長	30,000円/年	29,900円/年	34,000円/年	34,000円/年
	部長	24,500円/年	26,300円/年	29,000円/年	29,000円/年
	班長	22,000円/年	23,800円/年	26,000円/年	26,000円/年
	副班長				
	団員	20,000円/年	21,200円/年	24,000円/年	24,000円/年
	水火災・警戒・訓練の場合	3,000円/1回	3,000円/1回	3,000円/1回	3,000円/1回
	巡回広報	3,000円/1回			3,000円/1回
	信号		3,000円/年		3,000円/年
	会議の場合(団長)			2,200円/1回	2,200円/1回
	会議の場合(副団長以下部長)				2,000円/1回
	会議の場合(班長以下団員)				1,700円/1回
	技術				
	機械整備を任命された団員	4,500円/年			4,500円/年
	消防自動車の出動に備えての日中待機	2,900円/1回			2,900円/日
	消防自動車の出動に備えての夜中待機	2,000円/1回			2,000円/日
	自動車整備(積載車)	30,000円/年		23,000円/月	30,000円/年
	自動車整備(軽積載車)	20,000円/年			20,000円/年
交通指導員	隊長		11,600円/月	14,500円/月	14,500円/月
	副隊長				
	班長				
	隊員	7,400円/月	9,900円/月	13,500円/月	13,500円/月
	出動の場合		2,000円以内/1回	2,200円/1回	2,200円以内/1回

職名		田沢湖町	角館町	西木村	仙北市
防犯指導員		3,300円/月	3,300円/月	3,000円/月	3,300円/月
	出勤の場合		1,000円/1回	1,000円/1回	1,000円/1回
特別職報酬等審議会の委員		5,800円/日	4,200円/日		5,000円/日
国民健康保険運営協議会	会長			5,200円/日	5,000円/日
	委員	5,800円/日	4,200円/日	4,800円/日	5,000円/日
青少年問題協議会の委員		5,800円/日			5,000円/日
情報公開審査会の委員		5,800円/日	4,200円/日	4,800円/日	5,000円/日
振興計画審議会の委員		4,800円/日			5,000円/日
企業誘致対策委員会の委員		4,800円/日			5,000円/日
防災会議の委員		4,800円/日	4,200円/日		5,000円/日
水防協議会の委員		4,800円/日	4,200円/日		5,000円/日
民生委員推せん会の委員		4,800円/日	4,200円/日	4,800円/日	5,000円/日
交通安全対策会議の委員		4,800円/日	4,200円/日		5,000円/日
児童福祉施設運営委員会の委員					5,000円/日
在宅介護支援センター運営協議会の委員			4,200円/日		5,000円/日
健康づくり推進協議会の委員			4,200円/日		5,000円/日
振動障害巡回指導員				5,000円/日	
幼稚園園長				100,000円以内/月で村長の定める額	100,000円以内/月で市長の定める額
保育園園長				100,000円以内/月で村長の定める額	
総合情報センター運営協議会の委員			4,200円/日		5,000円/日
伝承館運営審議会の委員			4,200円/日		5,000円/日
観光開発審議会の委員		4,800円/日			5,000円/日
歴史的景観審議会の委員			4,200円/日		5,000円/日
都市計画審議会の委員		4,800円/日	4,200円/日		5,000円/日
大曲市建設審議委員会の委員					
社会教育委員		4,800円/日	4,200円/日	4,800円/日	5,000円/日
社会教育指導員				56,700円/月	56,700円/月
文化財保護審議会の委員		4,800円/日	4,200円/日		5,000円/日
体育指導委員		4,800円/日	4,200円/日		5,000円/日
公民館	分館長				
	主事				
公民館運営審議会の委員		4,800円/日		4,800円/日	5,000円/日
学校給食センター運営協議会の委員		4,800円/日	4,200円/日		5,000円/日
奨学資金運営審議会の委員		4,800円/日			5,000円/日
町民会館運営委員会の委員		4,800円/日			5,000円/日
文教施設整備審議会の委員			4,200円/日		5,000円/日
図書館協議会の委員			4,200円/日		5,000円/日
平福記念美術館運営審議会の委員			4,200円/日		5,000円/日
伝建群保存地区審議会の委員			4,200円/日		5,000円/日
個人情報保護審議会の委員		4,800円/日		4,800円/日	5,000円/日
廃棄物減量等推進審議会の委員		4,800円/日			5,000円/日
水道運営審議会の委員					5,000円/日
学校医		85,000円以内/年で町長の定める額	300,000円以内/年、1人1校	121,000円以内/年で村長の定める額、1人1校	200,000円以内/年、1人1校で市長の定める額
学校歯科医		85,000円以内/年で町長の定める額			200,000円以内/年で市長の定める額

職名		田沢湖町	角館町	西木村	仙北市
学校薬剤師		21,000円以内／年で町長の定める額	100,000円以内／年、1人1校	27,000円／年、1人1校	60,000円以内／年、1人1校で市長の定める額
寿楽荘医師			28,900円／月		34,000円／月で市長の定める額
桜苑医師			140,000円以内／月		140,000円以内／月で市長の定める額
保育園医師			25,000円以内／日		89,000円以内／年で市長の定める額
園医				89,000円以内／年で村長の定める額	
園歯科医					88,000円以内／年で市長の定める額
園薬剤師					
にしき園医師				1,100,000円以内／月で村長の定める額	1,100,000円以内／月で市長の定める額
産業医				32,000円／日	32,000円／日で市長の定める額
行政連絡員		平等割9,000円／年 世帯割400円／戸	平等割5,000円／年 世帯割200円／戸	68,500円以内／年で村長が定める額	平等割20,000円／年 世帯割500円／戸
	会議の場合			2,200円／1回	
納税協力員		8,000円／年	平等割2,200円／年 世帯割300円／戸	6,000円以内／年で村長の定める額	平等割2,700円／年、 世帯割400円／戸以内で市長の定める額
環境美化協力員			平等割4,200円／年 世帯割50円／戸		5,000円／年
専任当直員			4,800円～8,000円以内／宿直・日直1回		5,000円～10,000円以内／宿直・日直1回
その他の特別職の職員		4,800円／日又は180,000円／月以内で町長の定める額	4,200円／日又は200,000円／月以内で町長の定める額	4,800円／日	5,000円／日又は180,000円／月以内で市長の定める額

報告第 4 0 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての 調整結果について

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての調整結果について、次のとおり報告する。

【合併協定項目の確認内容】（抜粋）

- | |
|--|
| (2)選挙による委員の定数は、20人とする。 |
| (3)旧町村を区域とする3つの選挙区を設け、各選挙区ごとの定数については、合併時までに調整する。 |

【合併協定項目の調整結果】

新市の農業委員会委員の選挙区ごとの定数については、次のとおりとする。	
田沢湖町の区域	9人
角館町の区域	6人
西木村の区域	5人
合計	20人

【農業委員会委員選挙人名簿登録者数】

	田沢湖町	角館町	西木村	仙北市
選挙人名簿登録者数 (平成17年3月31日)	3,842	2,686	2,256	8,784
構成比(%)	43.7	30.6	25.7	100.0
20人×構成比(%) (小数点1位以下四捨五入)	9	6	5	20

消防団の組織編成等の調整結果について

消防団の組織編成等の調整結果について、次のとおり報告する。

【合併協定項目の確認内容】（抜粋）

(1)消防団については、各町村の分団等の組織は現行のとおりとするが、
全体の組織編成等については、合併時までに検討するものとする。

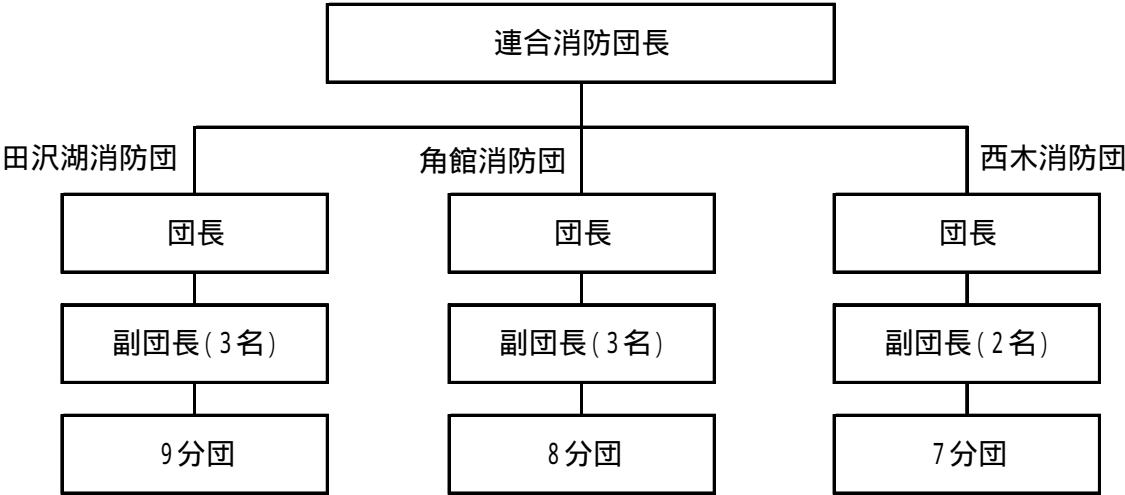
【合併協定項目の調整結果】

消防団の組織編成等については、別紙のとおりとする。

新市消防団組織図(案)

この組織形態は、新市消防団の組織形態が確定するまで(合併後3年)の暫定的なものとする。

【合併時】



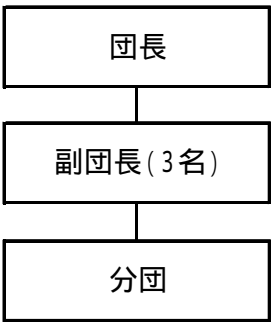
各消防団は現町村消防団の体制を基本とする

【連合消防団長の内容】

いずれかの団長と兼務

各団の連絡調整を行う程度で、各団をまとめる統括権限及び各団への指揮権限は持たない。

【組織再編後】



分団は現町村消防団の分団体制を基本とする

田沢湖・角館・西木合併協議会の廃止について

田沢湖・角館・西木合併協議会の廃止について、次のとおり報告する。

平成 17 年 9 月 20 日から田沢湖町、角館町、西木村(以下「3 町村」という。)を廃し、その区域をもって「仙北市」を設置することとなったため、田沢湖・角館・西木合併協議会(以下「協議会」という。)は、その役割を終了することから 3 町村議会の議決を経て、平成 17 年 9 月 19 日をもって廃止するものとする。

なお、会計処理については、下記のとおり取り扱いものとする。

記

- 1 . 協議会予算の収支については、協議会規約第 19 条の規定に基づき廃止の日をもって打ち切り、会長であったものが決算を行うこととしていることから、会長であった者が協議会委員であった者に決算書を送付するものとする。
- 2 . 廃止の日に属する協議会の財産及び事務については、すべて仙北市に引き継ぐものとする。

合併協議会の廃止については、3 町村議会の議決を経て、知事への届出が必要である。(地方自治法第 252 条の 6)

【参 考】

○ 田沢湖・角館・西木合併協議会廃止の手続き

8月下旬～9月上旬

各町村9月定例議会に廃止議案提出、議決

9月上旬

(各町村議会議決後)

合併協議会廃止協議書の締結(関係町村長)

9月19日

合併協議会廃止告示

9月19日

秋田県知事への合併協議会廃止の届出

○ 田沢湖・角館・西木合併協議会規約

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打切り、会長であったものがこれを決算する。

○ 地方自治法

(協議会の組織の変更及び廃止)

第252条の6 普通地方公共団体は、...(中略)...協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

(協議会の設置)

第252条の2 普通地方公共団体は、...(中略)...協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、...(中略)...都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。...(略)...

協議案第 6 6 号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

【合併協定項目の確認内容】

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4の規定に基づく、地域審議会を設置する。

【提案内容】

- 1．市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の田沢湖町、角館町及び西木村の区域ごとに地域審議会を設置する。
- 2．地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を、別紙のとおり定めるものとする。

仙北郡田沢湖町、同郡角館町及び同郡西木村の廃置分合に伴う
地域審議会の設置に関する協議（案）

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり合併前の田沢湖町、角館町及び西木村の区域ごとに地域審議会を置く。

名称	設置の区域
田沢湖地域審議会	合併前の田沢湖町の区域
角館地域審議会	合併前の角館町の区域
西木地域審議会	合併前の西木村の区域

（設置期間）

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 地域審議会は、それぞれの区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- （1）新市建設計画の変更に関する事項
- （2）新市建設計画の進捗状況に関する事項
- （3）新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- （4）その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

（組織）

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- （1）公共的団体等を代表する者
- （2）学識経験を有する者
- （3）地域の行政運営に関し優れた識見を有する者
- （4）公募により選任された者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

（会長及び副会長）

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 地域審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、年1回以上開催するものとする。

- 3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事について議決することができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出その他の協力をもとめることができる。
- 7 会議は、公開するものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

（庶務）

第8条 地域審議会の庶務は、それぞれ、田沢湖地域センター、角館地域センター、西木地域センターにおいて処理する。

（雑則）

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この協議は、平成17年9月20日から施行する。